

別府市 認可保育所等の保育料について

● 保育料の支払いについて

下表のとおり保育料をお支払いいただく必要があります。ただし、次の場合は、無料です。

- ① 当該年度の4月1日時点で、満3歳以上の子ども
ただし、1号認定(幼稚園・認定こども園)の子どもは、1号認定となった月から
- ② 当該年度の4月1日時点で、満3歳未満の子どもの内、戸籍上第2子以降の子ども

【保育料一覧表】

階層区分		保育料(月額)			
		一般世帯		要保護世帯 ※	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	無料		無料	
B	市町村民税非課税世帯				
C	市町村民税所得割課税額の合算額が 48,600円 未満	12,200	11,200	6,100	5,600
D1	市町村民税所得割課税額の合算額が 77,101円 未満	21,400	20,400	9,000	9,000
	市町村民税所得割課税額の合算額が 97,000円 未満			以下、一般世帯と同額	
D2	市町村民税所得割課税額の合算額が 169,000円 未満	32,800	31,800	※保育料の要保護世帯等とは、「ひとり親世帯」「同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金等を受けている方が同居している世帯」のことを指します。	
D3	市町村民税所得割課税額の合算額が 301,000円 未満	45,000	44,000		
D4	市町村民税所得割課税額の合算額が 301,000円 以上	53,800	52,800		

※保育料算定時に参照する「市町村民税所得割課税額」とは、住宅借入金等特別控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除がある場合は、これらを控除していない金額となります。

◎保育料の算定について

- ① 保育料の算定に係る教育・保育認定の区分は、その年度の4月1日時点の満年齢によるもの。
年度の途中で誕生日を迎えて3歳になると、教育・保育認定は3号認定から2号認定に切り替わりますが、保育料は、その年度の3月末まで3号認定の保育料となります。
- ② 保護者及び保護者と同一の世帯に属する方に係る「市町村民税所得割額」の合算額によって、階層区分と保育料が決定します。祖父母等と同居している場合は、祖父母等の「市町村民税所得割額」により階層区分を決定する場合があります。
- ③ 保育料の算定の切り替え時期は毎年9月です。
4月～8月分の保育料は、前年度の「市町村民税所得割額」で算定し、
9月～翌年3月分の保育料は、当該年度の「市町村民税所得割額」で算定します。
※市町村民税の未申告や課税証明書等の提出がない等により市町村民税所得割額が確認できない場合は、一番高い階層で保育料を仮決定します。